

# 陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	2 3 1 5	受 理 年 月 日	令 和 6 年 9 月 30 日
件 名	共同住宅の新築工事計画の見直し（右京区山ノ内宮脇町）		
要 旨	<p>株式会社さくらが現在、京都市右京区山ノ内宮脇町12番地で計画されている共同住宅の新築工事に関して、以下に述べるような重要な問題がある。</p> <p>現在計画されている新築工事の日影図を見ると、冬至では山ノ内児童館の建物と南側の館庭に午前8時から午後4時の間で日陰が生じ、春分・秋分でも山ノ内児童館の南側館庭に同じような日陰が生じる。</p> <p>山ノ内児童館は、地域の子供たちに遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された児童福祉法第40条に定める児童厚生施設であり、地域の子育て環境づくりや放課後の子供たちの居場所づくりを担ってきた、山ノ内地域の子供たちにとって、掛け替えのない遊びと生活の場を提供しており、子供たちの健やかな成長を実現するうえで重要な役割を果たしている。</p> <p>山ノ内児童館には、山ノ内地域の子供たち（18歳未満の児童）約70人から80人が毎日通ってきており、地域の子供たちの健やかな成長を確保するうえで、掛け替えのない場所になっている。</p> <p>ところが、今回計画されている共同住宅の新築工事によって、児童館の建物や館庭から日照が奪われることは、子供たちの健やかな成長を損なうおそれがあり、見逃すことができない問題だと考える。</p> <p>については、山ノ内児童館とその館庭の日照を確保するために、今回の共同住宅の新築工事について、これまでの計画の見直しが必要であるとの見解を京都市会が表明することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		